

福岡のまちと共生する屋台を目指して

「福岡市屋台基本条例」ができました

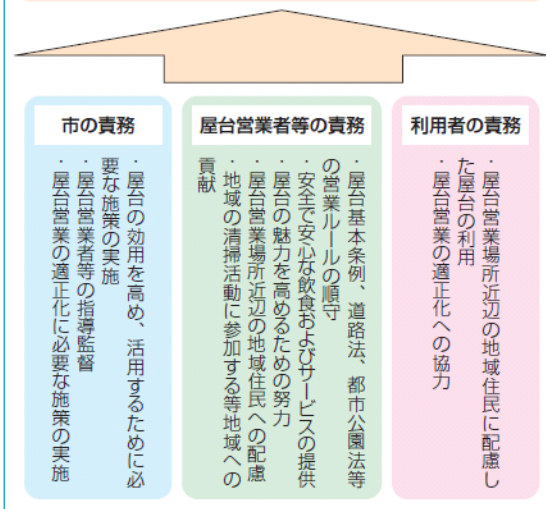
市は、屋台が市民や地域、観光客に親しまれ、福岡のまちと共生する存在となるために制定した「福岡市屋台基本条例」を9月1日(日)から施行します。

条例は「市の責務」「屋台営業者等の責務」と共に「利用者の責務」を定め、屋台利用者の皆さんにもルールを守る協力を求めています。

詳しい条例の内容は、市ホームページ(福岡市屋台基本条例)で検索に掲載しています。

目指していく屋台の将来像 (条例第2条から抜粋)

- 市民や地域、観光客に理解され、愛される屋台
- 観光資源として市を広報することができる屋台
- まちににぎわいや人々の交流の場をつくり出し、まちの魅力を高める屋台



屋台を利用する皆さんにもルールを守って楽しんでもらえるよう「屋台のルール」を紹介いたします。

■屋台の営業時間
9月1日(日)以降、屋台は午後5時以降準備を始

めます。準備中の際はお待ちください。



■屋台外営業の禁止
通行の安全のため、屋

台外の道路、公園にテーブルや椅子を設けての営業はできません。満員の際は通行の妨げにならないようお待ちください。

■生ものの提供禁止

屋台では刺身、ポテトサラダ、おきょうなど生ものは提供できません。



■メニューの明示
屋台では、メニューと

値段を明示しなければいけません。メニュー表で値段を確認してから注文しましょう。また会計に疑問があるときは、その場で確認しましょう。

■トイレの確保
屋台の利用者等が利用するトイレは、屋台営業者自ら確保に努めることとなっております。トイレの場所は屋台営業者にお尋ねください。また利用者も必ずトイレを利用しましょう。



■節度ある利用を

屋台の近隣に住む人の迷惑を考慮し、大声で騒がないように注意しましょう。



市は、道路・公園という公共空間での屋台営業は、まちのにぎわいや人々の交流の場になることから、屋台の大きさや営業時間などの営業ルール

を守ることを前提に、営業を許可しています。また、新規の屋台営業者を公募する制度を規定しました。

重大な違反や繰り返し違反をする屋台営業者に対しては、許可の停止・取り消しも行います。また屋台ごとに、営業ルールを守っているかを点数で表し、結果を市ホームページで公表する予定です。新規屋台営業者の公募は、営業ルールの順守状況などを見ながらの実施となります。

市はこれからも巡回指導等により屋台営業の適正化に取り組みながら、屋台が福岡のまちと共生する存在となるよう施策を推進していきます。

【問い合わせ先】

担当課	電話	ファクス
路政課 (道路上の屋台について)	711-4458	733-5591
みどり管理課 (公園内の屋台について)	711-4407	733-5590
食品安全推進課 (食品衛生について)	711-4277	733-5588
都市観光推進課 (条例・公募について)	711-4646	762-4442